

福岡医発第 3047 号 (地) 三井医師会
平成 25 年 3 月 30 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

特定健診・保健指導決済システムにおける
データ受付チェック内容の変更について

時下 貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
標記の件につきまして、平成 25 年 4 月 1 日より、特定健診・特定保健指導データ受付にかかるチェック内容の一部が変更になる旨、福岡県国民健康保険団体連合会より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡申し上げます。
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解頂きますとともに、実施医療機関への周知方よろしくお願い申し上げます。
なお、変更点の概要は下記のとおりであります。請求事務を直接行っている医療機関につきましては、別紙福岡県国民健康保険団体連合会通知をご確認くださいようお願い申し上げます。

記

1. 変更概要

①HbA1c の国際基準対応

HbA1c の特定健診に関する記録については、JDS 値のみを使用することとなっていたが、平成 25 年度実施分より、NGSP 値標記に対応することとなった。

②特定健診結果の上限、下限 (H/L) の取扱い

従来、検査値判定外の場合は、請求時に判定外のコードを入力することとなっていたが、平成 25 年度実施分より、検査値判定外であっても、判定外コードとともに、測定値を併記することが必須となった。(本件については、請求事務を医療機関において直接行っている所のみ確認をお願い致します。)

③特定保健指導における支援 B の取扱い

従来、積極的支援の取扱いについては、「支援 A が 160 ポイント以上、支援 B が 20 ポイント以上、かつ合計が 180 ポイント以上」であることが条件となっていたが、今年度より、支援 B が必須条件ではなくなったことから、支援 A のみで 180 ポイント以上あれば、必ずしも支援 B を実施する必要が無くなった。

2. 変更時期

平成 25 年 4 月 1 日

事 務 連 絡

平成 25 年 3 月 18 日

福岡県医師会 御中

福岡県国民健康保険団体連合会

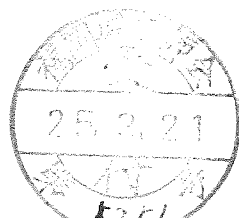
特定健診・保健指導決済システムにおけるデータ受付チェック内容の変更について

平素から本会の事業運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 20 年度から開始された特定健診・特定保健指導については、第二期特定健診等実施計画期間における在り方等について、厚生労働省にて検討が行われてきたところです。

今般、検討結果を踏まえ、とりまとめられた内容に基づき、特定健診・特定保健指導データ受付にかかるチェック内容の一部が平成 25 年 4 月 1 日より別紙のとおり変更となります。

なお、今回の変更内容につきましては、業務ご多用のところ恐縮ですが、貴医師会会員医療機関(特定健診等機関)様へご周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



各医師会通知

1.変更概要

- ① HbA1c の国際基準対応
- ② 特定健診結果の上限、下限(H/L)の取扱い
- ③ 特定保健指導における支援 B の取扱い

2.変更時期

平成 25 年 4 月 1 日～

3.変更内容

① HbA1c の国際基準対応

(変更前)HbA1c(JDS 値) → (変更後)HbA1c(NGSP 値)

- ・ HbA1c(NGSP 値)の JLAC10 コードが新設される。

検査項目	JDS 値(旧コード)	NGSP 値(新設)
HbA1c(免疫学的方法)	3D045000001906202	3D046000001906202
HbA1c(HPLC法)	3D045000001920402	3D046000001920402
HbA1c(酵素法)	3D045000001927102	3D046000001927102
HbA1c(その他)	3D045000001999902	3D046000001999902

- ・ 平成 25 年 4 月 1 日以降に実施した HbA1cの測定値は、NGSP 値のみ受付可能。
- ・ 平成 25 年 3 月 31 日以前に実施した HbA1cの測定値は、JDS 値のみ受付可能。

※詳細は下表のとおり

受診日	請求方法	受付結果
平成 25 年 3 月 31 日以前	JDS 値で請求	正当
	NGSP 値で請求	エラー
平成 25 年 4 月 1 日以降 (受診券が 13 で始まるもの)	JDS 値で請求	エラー
	NGSP 値で請求	正当

注: JDS 値のデータと NGSP 値のデータを併せて請求すると受付エラーになります。

② 特定健診結果の上限、下限(H/L)の取扱い

(変更前)検査値範囲外(コードのみ) → (変更後)検査値範囲外(コード+測定値併記)

- ・ 測定値を必須化する。(未実施、測定不能の場合を除く。)
- ・ 測定値が入力範囲外である場合、数値(PQ)型とコード(CD)型が両方が出現する。コード(CD)型が出現している場合、数値(PQ)型の Value 値は、入力範囲外でなければならない。
- ・ 平成 25 年 4 月 1 日以降に実施した健診結果に適用する。
- ・ 平成 25 年 3 月 31 日以前に実施した健診結果は現行どおりとする。

※詳細は下表のとおり

受診日	請求方法	受付結果
平成 25 年 3 月 31 日以前	コードのみで請求	正当
	コード、値併記で請求	エラー
平成 25 年 4 月 1 日以降 (受診券が 13 で始まるもの)	コードのみで請求	エラー
	コード、値併記で請求	正当

③ 特定保健指導における支援 B の取扱い

(変更前)積極的支援の支援 B(20 ポイント以上)(必須) → (変更後)積極的支援の支援 B(任意)

- ・ 積極的支援における支援 B の必須を解除する。
- ・ 対応する健診が平成 25 年度以降実施の場合、「支援 A が 160 ポイント以上」、かつ「合計が 180 ポイント以上」でなければならない。
- ・ 対応する健診が平成 24 年度以前実施の場合、「支援 A が 160 ポイント以上」であり「支援 B が 20 ポイント以上」かつ「合計が 180 ポイント以上」でなければならない。

※詳細は下表のとおり

受診日	請求方法	受付結果
平成 25 年 3 月 31 日以前	支援 A: 160 ポイント以上必須 支援 B: 20 ポイント以上必須	支援 A: ポイント、実施時間、回数 支援 B: ポイント、実施時間、回数
平成 25 年 4 月 1 日以降 (利用券が 13 で始まるもの)	支援 A: 170 ポイント 支援 B: 10 ポイント 合計: 180 ポイント	支援 A: ポイント、実施時間、回数 支援 B: ポイント、実施時間、回数
	支援 A: 180 ポイント 支援 B: 0 ポイント 合計: 180 ポイント	支援 A: ポイント、実施時間、回数 支援 B: 省略することができる